

第25章 ヘッジファンドに関する調査

金融庁では、平成17年に初めてヘッジファンドの実態調査を行い、17年3月末時点の国内金融機関によるヘッジファンドへの投資状況、過去5年間に亘る設定及び販売状況を調査し、その報告書を「ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点」（2005年12月）として公表している。（資料25-1-1参照）

本報告書に対しては、国内外の規制当局者や業界関係者から反応が寄せられたことから、前回調査の数値をアップデートする目的で、再度、18年3月末を基準にヘッジファンドの実態調査を実施した。（資料25-1-2参照）

調査におけるヘッジファンドの定義は、17年の調査時と同様に、①レバレッジの活用、②成功報酬の徴収、③ヘッジファンド投資戦略の三要素を有するファンド（ファンド・オブ・ヘッジファンズを含む）とし、所管する金融機関1,252社を対象に、18年3月末時点のヘッジファンドへの投資状況と、過去1年間（17年4月1日～18年3月31日）の設定及び販売状況について、任意の回答を求めた。

調査結果の概要は次のとおりである。

	投資・販売・設定実績のある調査対象会社数	投資・販売・設定額
投資	348社	約7.4兆円
販売	101社	約3.0兆円
設定	64社	約1.3兆円

（注） 投資については、18年3月末時点でヘッジファンドを保有している金融機関の数及びその金額を、設定・販売については、17年4月1日から18年3月31日までの間にヘッジファンドの設定・販売実績がある金融機関の数及びその金額をあらわしている。

調査結果によると、我が国におけるヘッジファンドの特徴としては、①引き続き、保険会社、信託銀行、都市銀行等、地方銀行、信用金庫等の幅広い金融機関が投資していること、②販売については、個人に対する販売額が拡大し、その割合は2割に達していること、③国内で販売される5割強のヘッジファンドは、ケイマン諸島を中心とする外国籍のファンドであること、などを挙げる事ができる。